

明治三十五年三月

紫田

# 崇廣

第拾六號

滋賀縣立第一中學校崇廣會

崇廣



文あり、孝德天皇大化元年八月に、拜東國等國司仍詔國司等曰云々、明年又幾内の國司郡司をおき、國造を撰で郡領以下の官とす、是に至りては稍明白に國司あるもの生じたり、降て大寶令時代とありては、國制を大上中小の四等に分ち、守介椽目をおき、此に國司は守ある名稱の下に一國の民政長官とある、されば、國司は大化革新の頃より稍確定の緒につき、大寶に迨て完成したるものと見る可し、已に一國の民政官吏あり、是に於てか其の行政官廳あるを必要とするに至る、されば其の官廳たる國府の設立の如きは必ず遙かに官職整頓に後れたるある可く、先づ大寶以降漸次に完成したものとすれば、大差かかるべし、

西海道の他に異る所は太宰府の制あり、太宰府の始めて史に見ゆるは推古記十七年に

夏四月丁酉朔庚子筑紫太宰奏上言……泊干肥後國葦北津(名と員數となぞ)（處は韓人の）

ある是れあり、此の一事は當時既に太宰の存在せるごと其の支配せる範囲の九州全部に及べるを證するに足る、爾後繁頻史に見はれ、管域九州二島に跨り純然たる中央政府の出張所にして外蕃に接し、來冠に當り中古交通不便の時代には必須の政治機關たりしる可し、平家物語などには明に筑前國御笠郡太宰府に安徳帝の動坐ありしことを記し、南北朝まで尙ほ屢々諸書に散見し、應仁以降の大亂と守護の跋扈は、太宰府と國府とを合せて漸次衰減せしむるに至れり、

### 官 制

國府の所存を考ふるに官制を解くの必要あけれど、因によりて單簡に之れを演ぶ可し、職原抄に(南北朝の頃のとなれど却て古今を知る)太宰府  
に便なり

太宰府

帥唐名都督相當從三位敕任官多是以有品親王任之者帥若大貳知府務而已

權帥 納言以上若前官任之中古以來例於正帥者擬親王官承府務人任權也或又任正依時宜歟爲大臣之人左遷

之時任權帥而不可知府務也凡於帥者令條所定也已爲高官仍重其仁雖花族又任之

大貳無權相當從四位下唐名都督大卿近代例多以參議散二三位等任非參議四位又有其例有權帥者不任大貳任大貳者不任權帥雖

無其謂而爲流例多是以名家人任之

少貳有權官相當從五位下唐名都督少卿殊撰其人任之

監大相當正六位上唐名都督朗中六位侍任之

典大相當正六位上唐名都督少卿殊撰其人任之

監小相當正七位上唐名都督餘事

監典者公鄉給時間雖請任之多是府中有緣之輩任之稱府官是也此外博士筆師大唐通事等古任之中古以來斷

絕仍畧之

帥の字昔は率の字を用ひ帥と書せるは天智天皇十年六月以栗隈王爲太宰帥に始る、官吏の任期古は四年ありしも寶龜十一年より五年とあれり

諸國は文武天皇の時より守介椽目とて四人の官吏をおく、國によりて員數を異にする、令圖解に

大國 守一人 介一人	<small>大椽一人 少椽一人 大目一人 少目一人</small>	史生三人 博士一人學生五十人 醫師一人 醫生十人
上國 全一人 全一人		椽一人 目一人 史生三人 博士一人學生四十人 醫師一人 醫生八人
中國 守一人 ○		椽一人 目一人 史生三人 博士一人學生三十人 醫師一人 醫生六人
下國 守一人 ○		目一人 史生三人 博士一人學生二十人 醫師一人 醫生四人

(○は官吏を缺く印)

西海道中大國に列するものは肥後一國あり、上國は筑前、筑後、豐前、肥前、中國は日向、大隅、薩摩、而して壹岐、對島は下國に屬す、官吏の任期は皆四年あり、(官吏の職權は解説を要せざる可ければ煩ひて記す)

## 本論

## 第一太宰府及筑前國府所在地

太宰府と筑前國府とは全處にあり、續風土記に「筑前の國には上代より太宰府ありて太宰帥以下數多の官人を下し置かれ九州二島の政治を沙汰し異國來襲の藩鎮とし給ふ、府官の外に守介様目史生等の官あり、是は筑前一國の吏務を司らしめらる、然るに光仁帝寶龜二年十二月筑前國の官員をやめて太宰府に隸す云々」、然るに先是聖武天皇天平十四年太宰府を廢せられ、府の官物を筑前國司に付せられ後復太宰府をおかれたり、職原鈔には「凡當府管九州二島別帶筑前也」又「太宰府帶筑前唐大都督府」とあり、且つ太宰府の外國府の跡とて別に見當らざるあり傍々太宰府と國府とは全官廳内にあり、時には分立して事務をどり時には太宰府之を兼ねたりしからん、されば太宰府の所在を知れば同時に國府の所在を知るあり太宰府の舊跡は續風土記に精しく出づ

國分寺の東、觀世音寺の西に築山とて小山あり其西の田の中に大ある礎石多く残れり、是則ち太宰府の跡あり、此里を御笠の里と云ふ、貞享年中觀世音寺の觀音堂を再興せし時多く礎石をどり用ひたり、されども尙餘石多し、南に大門の跡北に都府樓の址ありて、其門に大廈のありし跡礎甚だ多くして其舊跡さだかに見えたり、其礎は皆方六尺餘有り柱を立し所は、平にして渡りは二尺一寸或は二尺五寸あり、鎮西府と云ひしも、即此所あり、古歌にしつむる西の宮、とよめり又都督府とも西の都ともいへり、云々

福岡縣地理全誌には一層精細に述べあり、其御笠郡觀世音寺村太宰府官舍址の條に

今此古墟を見るに、關屋の方より太宰府神社に詣る大道の北側に、小流あり、此邊の田地、道より一段低くして東西に長し、是古への池沼の址あり、其北の岸上、東西八間、南北六間許の所に、礎石十箇あり、

其左右に礎あり、其徑五六尺、中に柱を立し穴あり、是南大門の址と云、其少し北に東西八間、南北四間許の處に礎石九つあり、夫より北の方東に三拾餘間、西に横十間、長四十二間許の所に礎六十餘あり、此所左右に相對して大廈の址あり、其東方礎少きは、貞享年中觀世音寺再建の時に此所の石を割取りし故あり其北一段高き地に萬原あり、東西十四間、南北六間、礎石四十一あり、此を都府樓の址と云、南大門の址より正中に位して其構鴻大あり都府樓はこの府の正廳にて、蕃客に饗を賜ふ爲めに樓閣等をば構へられしるべし、其北にも大廈の址あり、礎石數多あり、其北小川を越て礎石あり、大門より北の方此所までにすべて礎石二百餘あり、其石方六尺餘柱を立てし所隱起して圓く彫上たり、各徑二尺五寸、或は二尺一寸あり往古に太宰とも、都督府とも、鎮西府とも、云たりしは即此地の事あり……、築山……立山南より北に大礎石星の如くに羅りて其數百三十餘徑四五尺程あり、（稅倉の址あり）

以上にて古の太宰府の所在、及其位置、大きに至るまで略知悉まるを得べし、國府は必ず其以上述べたる官衙の一を以て充てられたるものあるべし、

地圖を翻けば、御笠郡に宰府村ある地を見るべし、然れども太宰府の舊址は、觀世音寺村に屬し、今の宰府村にあらず、此れ古へ太宰府といへるは、宰府村、觀世音寺村、國分村の邊より、通古賀、二日市、片野等諸村の地をすべて稱せるを以てあり、廢のありし觀世音寺村は、其中央にして、今の宰府は古の太宰府の境内にても、東北方にあたれる偏僻の地あり、然るに、却て此村を宰府村と呼ぶは、後世に府廢して遂に傍近の名を呼來り本號は却て片端へ存したるあり（事は精しく地理全誌にあり）

國分寺は國分村にあり、續風土記に講堂の址東西十八間南北八間大ある礎石残れりとあれば元祿頃迄には礎ありしからんも今はあし、此位置より推定するも國府の觀世音寺村邊にありしこする事誤まさか如し、諸國

郡縣考に「國府、御笠郡にあり按に太宰府全所あるべし」とあるを引合はせ、姑く愚案に本きて斷定すること以上述ぶるか如し、

#### 筑後國府所在地

和名抄に筑後國國府在御井郡とあり、拾芥抄又全し、筑後の地圖を披けば、御井郡に府中驛あり、九州街道に當り松崎驛を距ること三里二町二十間、羽犬塚驛より三里三間三尺あり、筑後志に府中は御井郡高良山麓にして當今宿驛あり、古者傳曰古の國府あり隣郷、國分村和泉村の田畠を耕して古瓦を得ることあり青赤白色其形一あらず、表に數品の紋あり世に此瓦を網手と名く云々荒木文書に筑後國府粟田口辻固事被仰下之旨當國云々とあり、筑後地鑑に御井郡高良山蔚然水凜乎或號不濡山西麓有園圓是古昔國府也今尙呼爲府中とあり、以上より推定して、古の國府の、今の府中驛たること明白あり、

#### 豊前國府所在地

和名抄に豊前國々府在京都郡、拾芥抄中卷に豊前京都府とあり、而して京都郡中何れの地たるを知らず、或人曰く京都郡小倉村の地國府の址あり、長尾村内に御藏床と云ふ處あり是昔の國府の藏床ありといへど如何にや、今翻て仲津郡を見れば國分村に國分寺あり、或人、國分寺住職孝興の物語を記して曰く豊前國分寺は仲津郡國作手永國分村今ならば國作村大字國分とも云ふべにありて今も堂宇五六基あり……豊后大友氏の兵火に掛て盡焼失せたるを云々古の名殘には車通、伽藍橋、伽藍、堂塔等の舊跡とて方十町歩内村々にありて礎又古瓦ふゞ多く残れり云々と、高田吉近の豊前國志には金光明山護國院國分寺は……方八町の敷地を給ふ、天正中大友の兵火に焼亡し跡荒はてしが慶安二年太守小笠原忠眞公供料を附て御再建云々と云へり、  
延喜式には豊前國々分寺料一万四千二百七十四束現米七百十石と、皆今の國分寺を云ふあり、而して其尼寺は古

書に寺僧の言を載せて曰く國分寺本堂より三町許東方に尼寺址あり今僅に二間四方の地藏寺のみあり堂の四方往々に昔の礎残れり境内凡そ二町四方許あるが今に至て其内を耕すことを禁すれば荒原とあれりと又豊前國志には國分寺子院尼寺德政村にありと、德政と國分と相接すれば両者同一のことと云ふあるべし、

豊前志（渡邊重春著）には豊前國の總社は國作村にありと云へり、今地圖を見れば豊津と竹並との中間に總

社村あり、古へ國作村に屬せしか、

豊國紀行に、天生田より右に行けば國分原とて方一里ある廣原あり、其東北に國分村あり其村に國分寺ありとあり、

豊前國志に、國分府國作村は隣村あり、國作は昔し國造住し給ひし所故國造村と名付けしに後、造を作に改められしものあらんと云へり、左もあるべし、云々、此說強ちに排斥すべからず、蓋し國作の邊往古より統治の便とせし處ありしか、豊前志には在廳屋敷草場村にあり是れ國分の蹟あるべしと果して此の如きものあらんには國府の位置は益々捏定するに難からず、

されば和名抄に京都郡に國府ありとせるは誤謬にして、必ず仲津郡ありしあるべく、其場所は國作より草場に至るの間ありしこ殆んど疑を容れず、或人説をあして、草場國作あざは古へ京都郡に屬せしからんと云へど、然かするときは京都郡の境域非常に廣大とあり仲津郡は可憐の小郡に縮蹙せらるゝに至り寧ろ和名抄の書違ひとあすの穩當あるに若かず、

#### 豊後國府所在地

和名抄に豊後國々府在大分郡、拾芥抄に大分府あり、太平記三十八卷康安二年の條に、「探題と大友とは豊後高崎城に引籠り太宰少貳は岡城に楯籠り大宮司は棟堅城に籠りて嶮岨を命に憑みければ菊地豊後府に陣をこ

り三方の敵を物ともせず三城の中を押隔て今は已に三年月の誤りにて遠攻にこそしたりけれ」とあるもの此か、豊薩軍記に「能直より二十代の嫡孫大友左衛門督義鎮とぞ申ける……豊府の繁榮前代に超過し云々永祿五年の夏……洛陽大徳寺の怡雲和尚を府内の城へ招請して云々」あざ其他國府の名當時の諸書に見ゆ、

日本地名辭書に

府内、豊後國の街市にして大分郡の北海濱に在り大給氏の舊藩地あり市中甚だ賑し當今大分縣に屬し同縣の廳をおく、……府中、大分の別稱あり、

とあり、故に此れのみを見ては國府の場所の大分にありしが如く前にあぐる所の太平記を説明するにも難からず、又國分寺の位置を尋ねるに延喜式に豊前國々分寺領二万束とあり、風土紀解に……今在賀來鄉國分村國分寺堂宇衰廢……國分廢後國分寺荒廢、建久已來大友大炊介親秀修理其寺且請西大寺云々と、又尼寺のこと付ては「今在賀來鄉國分村彌國分寺堂衰廢寺後一町許有礎石之跡蓋言法華滅罪尼寺之故蹟也」とあり、神洞隨筆には今も居住めりと書せり、されば國分の大分か若くば其附近にありしこは國分寺の所在地より推すことを得べし、

試に大分郡の地圖を見るに府内の南に一里を隔て、奇怪ある地名を氣付くべし、上野原と云へるを通過せる旅行者は前面に古國府ある村邑を望むべし、古國府の名史家の見遁す能はざるの名あり、已に府内あり而して又古國府あるに至ては決して之を輕視すべからず、今ま古書を涉獵するに豊後誌最も能く其由來をとけり其關梁の部に

府内街、舊在古國府之地其來尙矣大友氏受封累世居干此比屋鱗次商賈輻湊最爲繁富天正兵火之後早川長敏再修之及福原直高掲揚城干今地街又並還遂鋪設城之三面今所現存者大抵爲四十余坊云々

其藩封の部を讀むに至て益多味あり

府内城、在笠和鄉府内則府中舊國府所在今之城池慶長二年所移故呼其舊地曰古國府乃任國司所居也建久以還大友氏就之營館也居焉稱曰屋形又曰大友殿建武以降干戈頻動因更營城郭以居焉文錄二年大友義統國除三年豐臣關白以城地賜早川主馬首長敏兵燹之後居民一掃無所歸依云々慶長二年又使長敏移封干速見木付而命福原右馬助直高就國干此且益封直高以城池隘且要害不可請移舊城干今地改築焉此地初名荷落稱呼不佳更命荷揚壘壁濠塹之固樓門堞之盛最爲觀美云々

此に至りて大分の府内と呼ばる所以、古國府の稱號の理由明白となり、國府の古國府にありしこを確定せり、

#### 肥前國府所在地

肥前に關する材料甚だ少きは遺憾あり、和名抄に小城郡國府あり、拾芥抄亦同じ、柳園隨筆と云へるに小城郡國府と云ふは今の鍋島家の居城あるべしとあり、文學士中野禮四郎氏其鄉友青年會發行の佐賀と云へる雜誌に説く所を見るに「和名抄には肥前國府は小城にありとするもこれ誤を傳へたるに過ぎず、久知井、久原尼寺の諸村落に行き國分寺、國分尼寺の遺跡を探り、甘南備城の虛跡を見、總社（スーザ）の地名に考へ、一の宮河上社の位置より思ひ合はするときは夫は國府の位置を推定するに難あらず」云々とあり、此等を総括して地圖に對照すれば國府の川上又は山田邊にありし如く推測さるゝあり、果して然らんには往古或は小城郡に屬せしやも知るべからず、

或人曰く川上の南方一二里の處に今尙國分と云へる村ありと然れども國府の舊跡あるか國分寺の舊趾あるか分明あらず、日向の國府と思ひ合はすれば或は國府の跡あるや知れ難ければ、一説として之れに載す、

## 肥後國府所在地

和名抄に益城郡國分あり、地圖を案するに託麻郡の中央に國府村あり、或人此れを以て、古の國府の跡とし延喜の比までは、此の國府村の邊まで、益城郡の内ありしからんとせり、肥後小鏡に託麻郡一の宮國分寺領一石一斗云々國分寺云々託麻郡神庄村にあり云々、延喜式元享釋書あごにも之れを載せ、往古は七堂伽藍境内八町四方寺内十二坪、才徳ある僧を居らしめ……而れども後に衰敗し應仁文明の頃兵燹にかゝりて廢跡となりしを享祿年中僅に一字の禪刹を建て跡を残せり、則ち今之國分寺あり。

然るに肥後國志を見るに、其の飽田郡、横手々永・宮寺村の條に云々

古府中、熊本の城南石塘(シトモ)を出で、南は蓮臺寺の前、東は白河、西は高橋街道を限り古の國府にて四神相應の地とも云、府中の在廳屋敷より南、蓮臺寺より北には澤地あり、是を朱雀に表せ、後玄武は北岡也、左龍青は白川、右白虎は高橋通の大道を云ふ、今の二本木(石塘の南の外れ、白河の南の外れの岸上にあり)は古府中にある時の護國寺裏門にありし木ありと云ふ、慶長五年近衛三貌院信尹公薩州下向の時護國寺に止宿すと、慶長五六年の間に清正侯護國寺安樂寺本覺寺不動院等を熊本古町に引移さる、事蹟通考編年考徵卷の一に曰く、國府は飽田郡、宮寺村にあり、其の遺基を今古府中と稱す、是れ國守の治府あり、又小代文書、建武三年大將軍肥後の國府御坐の間市田口關所警固の事を載す、又今川了俊が阿蘇大宮司の狀にも國府を載せたり、市田口は今の市田橋邊を云ふ、府の北にあり、然れば府館ありて、關締を置きたること明あり、

又此れのみあらず、府中鎮護の爲めに山城祇園社を勧請したるは、今の北岡の南に祇園社として存し、在廳屋敷も此の邊に存在しあり、又拾芥抄にも飽田郡に府ありと即ち此れあり、和名抄の益城郡とせるは何れより

するも其の誤謬あるを知る、

古府中の地は、白河を隔て、託麻郡に接し、古府中の時白河旦過瀬の本より、託麻郡世安村に渡る大橋あり阿蘇への大道あり、いつの頃にか退轉し、其の橋柱枯朽して水底又は河原の底に今尙存することを肥後國志に記せるを見れば、往古託麻郡に編入せられしや疑あき能はず、且託麻郡の國府村と些少の關係あしこは遽に斷定されざるが如し、要之國府の今の二本木四近にありしこは一点の疑を入れざるあり

## 日向國府所在考

日向に關する材料又甚だ少く且日向の國舊地考と云へるを内閣に借上げられしこて史料編纂係にさへあけれどいと詮あし、

和名抄に兒湯郡國府あり、又拾芥抄にも兒湯村あり、太宰管内志の著者は「國府の趾と云ふもの今もありや知らず、もし三宅と云ふ地名あらば其のあたりにてもある可し、國府は今高鍋の地あごにはあらずや」と誠に推測に過ぎず、彼は又國分寺の所在を知らずとし、中原宜直ある人の言を引て國分寺は三宅村にあり門あるとあり、大なる古佛あまたあり、此の寺何の郡にありと云ふこと定かあらず、云々とありて全々地理に暗きことを知る可し然るに地圖を見れば、佐土原の西北二里許の所に三宅村あり、其の國分寺の跡ある處あるの證は日向の國縣記にある里程表あり、縣記卷下延岡領よりの里程を掲げし處に

## 宮崎より銀鏡越

- 一、山陰より上渡川へ三里
- 一、上渡川より横平へ二里
- 一、横平より銀鏡へ二里
- 一、銀鏡より尾留へ二里
- 一、尾留より杉安へ二里
- 一、杉安より國分寺へ一里

べ十八里

一、國分寺より佐土原へ二里

一、佐土原より宮崎へ三里

べ五里

又國分寺より佐土原へ不掛宮崎迄里程如左

一、國分寺より都於島へ二里

一、都於島より本庄へ二里

一、本庄より宮崎へ三里

べ七里

又高鍋佐土原城下に不掛して高城通り道筋

一、津野より高城まで四里

但延岡より津野迄十一里

一、高城より國分寺へ三里

べ七里

あるを中原宜直の云へる所と對照し、地圖に參照すれば、兒湯郡三宅村（高城より西南三里余、佐土原の西北二里余、杉安の南一里余、都於郡の北二里許の所にある一村落）の國分寺所在地にして、而かも舊幕の頃之れを稱號とせしは、益々此れを證明するに足るあり、三宅の東南に延命寺あり

日向の古圖に今の三宅村ある國分寺の邊に府の跡あることを記せり、日向舊記、日向纂記などを見れば伊東氏都於郡に居住せしこあれば、國府も都於郡あらんとも思はるれど確かあらず、

大隅國府所在地

和名抄に大隅國云々桑原久波々良國府とあり、西遊雜記に

よふ／＼雨間とありて、國府に出するは二十八日の夕あり、こゝは名に負ふ貢の名地にて上品あるは今取入の最中今日はこゝの唐人町に泊、明れば一里にして八幡の社有之云々

地圖を抜けば贈喰郡國府鄉國府町あり、南海文集にも「此新方の地、則右、府の地ある由薩摩國人云へり」、

とあり、國府驛は福山の北二里二十八町、加治木の東二里二町あり、

地理纂考贈喰郡國府鄉上小川村の條に

國分寺趾、隼人跡より西南八町許にあり、近き頃までは、小庵ありて國分寺と云ひしを、今廢してあし、古瓦の碎けたる餘多遺りて好事の輩是れを拾ひ硯とす、云々

上小川村は國府の南にありて相接せり、故に此の國の國府は西贈喰郡國府鄉國府町にありしと定む可し、國府鄉は桑原郡の南にありて地勢正に桑原郡に包まれ往時嘗て彼の郡に属せしやも知る可からず、

薩摩國府所在地

和名抄に薩摩國々府を注せず、脱漏ある可し、管内志に云薩摩國府は高城郡水引鄉國府村則ち其の跡あり、國府村平地廣く、又川を帶びて固めこする様かゞ、正く古府の跡ありと云へり、地理纂考高城郡高城鄉麓村の條に

屋形ヶ原、方三四町平坦にして今陸田あり、可愛山より西北四五町にして南の一面高さ一丈余切岸の如く其下往還あり、古へ薩摩の國府にて今屋形の原と稱す、國分寺の跡も是より東北四五町水引鄉大小路村に現存して高城郷と境を接す、東郷の内國司城及司野寺も皆國府に就ての名あり、抑此の所の古への街道は延喜驛傳式に驛路の次第市來、英根、網津云々とありて今の街道より西南一里余、海邊あれば今の道の開けしは延喜の後あること明らかし、

此れにて一言の加ふるかし、此の國の國府は高城郡麓村にありと定む、

### 壹岐國府所在地

和名抄に石田郡國府、拾芥抄に石田郡府があり、管内志の著書は今郷の浦邊武生水村に代官屋敷と云ふ物ある所ある可し、是筑前肥前よりの渡り口にして水門も甚だ宜しき所と聞ゆこし地圖に壹岐郡の内に國分村あり月讀神社國片主神社などもあれば、此の國分村は國府か、國分寺の跡ある可く、和名抄の方違へるに似たり、とせり、而して彼れは島分寺とか國分寺とか唱へ來れるがあるにてもある可しこて全く國分寺の地理を知らざるを自白せり、參謀本部二十万分の一の地圖を見ても壹岐郡國分寺に國分寺あるを發見す可し、其の西に住吉社あり、

壹岐國續風土記抄を見るに壹岐郡國府村の邑名を脱したるは惜む可し、然れども古城に郡城あり、東は大谷道を限り、西は射場本に限り二町二十間、南は郡道に限り北は武生水道に限り四十二間半周圍七町四十四間半陞三重あり云々此れ戰國時代的城壘あり、壹岐郡國分村四方に堀あり頂上に一反程の畠あり云々國分村に浦工山あり一名觀音寺山と云ふ、此山中に觀音寺あるを以て名く、又古國分山あり、國分七坂あり、以上列舉せる所を総括して思合はすれば、此の國の國府は國府村にありしある可く、其の地は郡城のありしそある可し、此れ蓋し極めて不確あるものあり、

### 對島國府所在地

和名抄に下縣郡國府、又拾芥抄にも下縣郡府があり、宗氏家譜應仁二年の件に管内志にあり初貞茂貞盛職二世居佐賀貞國襲封之始移居州府以中村爲府城とあり、此れ宗氏が府中に其の住居を定めたる當時のことと云ふあり、日本地學辭書には府中、對島國嚴原の舊稱ありとあり、津島紀事州治の部に

### 國府

在下縣郡與良鄉東南、故和名類聚抄、作下縣國府、日本分形圖、作府中、海東諸國記作古子、圖書編登墳必究作哥、盍古子哥音相近、皆國府署也、又曰府內、舊文書或稱曰與良以與良郡府之本號也、中世或曰與良村、在昔云々迄天武白鳳癸未、以與良爲府、營廳於櫻川南、爾來不易、北界南宅村、西北界下原村、西限有明峯、東抵海南界久田村云々天安丁丑六月……相傳此時官舍街坊皆罹兵燹、翌戊寅春再營畢有交、其後復營興廢年代不可攷也

とありて國府の嚴原ありしこぞ明瞭あり、嚴原の市街町數二十四町あり、其内國分町あり津島紀事に、國分町久夫、白鳳中府廳之地故謂之國府原、其西謂奥里、西山謂國分岳、清水山南麓謂之國府平、後爲町名、分者府の訛也云々

此の外嚴原の南數町に國分寺現存し西端に和多津美祠あり、國府の嚴原にありしと儂として動かすべからず

## 淺見綱齋の學問及び性行

新井無二郎

過去は、盛衰消長の歩み來れる歴史にして、一榮一落は、是人世の常態ありけり。されば、彼の清和のみすゑ源氏の長者、權は天下を壓して職は征夷將軍と崇められにし代々の徳川氏の如きもさすがに此の數には漏れざりけむ、一門の榮華漸く事去りて、曉の夢、稍や冷あらんとする頃、志士の勃興と、時世の氣運とに驅られて、ゆくりあくも幕政の破滅とありにしは、自然の趨勢が然らしめたる結果あらめど、あは廻りてその因

を推す時は、益し、一朝一夕の故あらざるを見るあり。凡そ、平和幸福の半面には、必ず禍機の伏する習あるが如く、貞享元禄の頃、夙くも、一條の導火は社會の裏面に埋伏し、隱然、多血の士を鼓動しつゝ、動もすれば轟然爆發して、地平線上に一波瀾を起さんとする者ありき。抑も、此の恐るべき潜勢力の源泉は、果していかある者によりて唱へられしものあるか。實に徳川幕府が五代六代の頃は、その勢威隆々として、恰も旭日の天に冲するが如く、飛ぶ鳥も、呼べば落ちぬべき有様ありけるが、此の間に當りて、微々たる一の文學者が、悲憤慷慨の氣焰、凝つて萬丈の霓よりも長く、氣節の士をして深く印象する處あらしめき。

林道春、程朱の學を以て、徳川氏に仕へてより、制度典章の美は云ふも更あり、各種の文學は之れによりて導かれ、智識の進歩は之れによりて促されき。さばれ徳川氏が後年の大敵は端あくも、此の學派より現はれ出でぬ。即ち尊王斥霸の說、正名明分の辨は、先づ眼識ある漢學者の口より唱導せられぬ。岩間を漏るゝ滴瀝の水だに、集りては洋々たる江河ともあり、眼にも觸れざる蟻蟻の穴モラ、終には長堤破壊の因ともあるに同じく、事の破綻は必ず微細の機に發して、末は、全く動かし難き勢を成すに至る者あり。さればこそ、幕府の末年に、勤王の志士争ひ起りて、世道人心を激勵奮發せしめにたるは、そのかみは、余りその存在をだに認めざりし一派の學者が、鼓吹に基きたるにてさてその元動力もありにし人は誰ぞや、他あし、淺見綱齊之れあり。

綱齊世の逆境に立ちて、あらゆる艱難と戰ひあがら、毅然として屈することなく、天下に先ちて尊王を唱へ或は著述に、或は教育に、心を潜めずといふ事なく、文壇に筆を揮ひ、講筵に道を叫ぶこと、年久しくありぬれど、その節を守ること彌よ堅く、清操純潔、處士に安じて終身祿仕せざりき。彼の寶曆の竹内、明和の山縣、若くは寛政の高山蒲生二氏の如きも、皆之れが風を聞いて、起りたる者ありけらし。嗚呼眇々の軀を

挺出して、天下の大勢に抗せんとするは、その危きこと、赤手して江河を支へ、鷄卵もて巖角を碎かんとするに等しかるべし。是をもて、當時名利に走れる學者のためには、固陋頑癖と嘲けられしが、固く信じて篤く行ひ、磊塊の氣を吐き、正義の論を演じ、克く後世の木鐸をありて、志士仁人を歸嚮する處あらしめし所以、豈に薄志弱行の徒の、よくをべき事あらんや。故に余歎嘆の身を忘れて、こゝにその性行の一般を記し、その學問の與へたる影響を、諸子に示さんとするにこそ。

そも、綱齊は何處の人ぞ、諸子が祖先と同じく、此の近江國高島郡に生れぬ。(時は承應元年八月十三日)名は安正、通稱は重次郎、綱齋はその號あり。而して綱齊は誰の門人ありしが、或は獨學にして、師事せし人あかりしか、さては他人の感化をも刺激をも受けしには非ざるか等の事は、此の人の性行に關して、尤も價值ある問題あるべし。諸子は當時、山崎闇齋といふ學者のありしを知れるあるべし、彼は朱子學の豪傑ありしと共に、最も國体を重せし儒者ありき、「我をして今孔孟と戰はしめば、必ず之を擒にせん、之れ即ち孔孟の道あり」とて、門人を誨へたる人ありき。淺見綱齊は、實にこの山崎の門下生にして、尤も高足の弟子ありき。されば、綱齊を知らんとする者は、先づ山崎を知らざるべからず。山崎の人ぞあり、及びその教育法は如何ありしが、諸子暫く之れを聞け。

山崎闇齋京都にありて、その名聲既に天下に震ひし頃、門に至りて教を乞ふ者、實に六千人の多きに及びたりき。而して、闇齋天性峭厲にして、師道極めて嚴ありければ師弟の間儀として君臣の如く、細過と雖少しも假借せざりき。されば其の教を受くる者は、如何ある貴卿公子といへども、すべて之れを眼底に置かず。其の書を講ずるや、音吐鐘の如く、面容怒るが如し。之れによりて聽く者凜然として、敢へて仰き見る者あかりきと云ふ。

●尙齋語錄に云はく、先師の課會、已の時を以て限りとあす。故に期に後れて至る者は、門を闇ちて入ることある。また、最も浮屠の雜入を禁じたりき。其の聲高亮、行人佇立して竊に門外に聽く者多かりき。其の書を講するや、必ず要領を談じ、細密に渡らず、論語の如きは四丁に止り、孟子に至りては、往往六丁以上に及ぶことありき。(尙齋は三宅尙齋にて、先師とは即ち闇齋あり)

●先達遺事に云はく、初め直方(佐藤)翁(闇齋)に從學し、中間、安正(綱齋)に謂ふて曰く、吾曹日毎に翁の怒罵を喫し精力已に罄きぬ。若し之を久しうせば、勢應に死に至るべし、子以て如何にせんとするぞと。安正云はく吾も亦しか思はざるにはあらねど、方今海内翁をおきて豈に師とすべきものあらんやと。因て相共に堅苦して怠らざりしと云ふ。

●同書に云はく、佐藤子(直方)嘗て云はく、昔闇齋に師事せしとき、其の家に到りて、其の戸に入る毎に、心緒惴々として獄に下るが如く。すでに退いて門を出づるに及び、則ち大息して、恰も虎口を脱する心地したりき。云々

綱齋は實に此の如き人の門に在りて、學術と心性とを淘冶せられき。嚴寒に氷を碎く日も、酷暑に身を焼く時も、一日片時の息をも繼かで、勤學研究するほどに、讀書のいたづきにやありけむ、遂に咯血するに至りぬ。其の友模元真爲めに闇齋に請ひて、暫く讀書を廢して、靜養せしめむことを求めしに、闇齋毫も聞かず益々課業を督勵して、力め學ばしめるに、病辛にして甚しきに至らず、程もあくた瘧えにければ、闇齋元真を叱して曰く、死生命あり、如何ぞ病の故を以て業を怠ることを得む、汝輩、動もすれば人の子を懦弱わらしむる事此の如しこ。その獎勵概ねこの類ありければ、綱齋ますく解らず、砥行植節、社中其の右に出づる者かかりき。一大名嘗つて闇齋を訪ひて、その門人の用ふべき者の姓名を訊ねしに、闇齋左右を顧みて

曰く、左ある者淺見安正、右ある者佐藤直方、此の二人は門下の異才あり、餘子は碌々論するに足らずと答へぬ。遂に彼は山崎門の豪傑として、その業を大成したりき。

彼が山崎との關係は、略ぼ述ぶる事を得たり、故に余は之より、専ら彼が性格と主義言論につきて、云ふことを得む。

綱齋人となり、慷慨自ら喜ぶ。其の壯時常に一長刀を横ふ、さてその大きさ三寸許ある鐔の四角あるに、赤心報國の四字を三宅觀瀾に命じて篆鑄せしめぬ。また毎朝夙に起き、馬に跨りて縱横馳驅するあご、武を習はして、心身を鍊るにつとめき。

綱齋久しく輦轂のものとに在りて、よく關東の抑壓と、朝廷の式微とを視奉れり。幕府の威名は、日毎月毎盛りに盛りて、世は太平を謳歌せざるはあく、人は無事に昏睡せざるはかかりき。此の時に當りて、道を學ぶ學者も、互に門戸を張りて、章句の論爭は激しけれども、一人の起ちて大義名分を唱ふる者かかりき。嗚呼時世の態度は、彼が性格と衝突せり。彼はそを目撃して、いと痛く激したりき。乃ち憤然として、正名明分を唱へ、天下の義氣を鼓舞するをもて、畢世の志としたりき。仍つて盟うて曰く、我足決して關東の地を踏むまじ、また大名の輩に頼つて衣食せざるべしと嘗て佐藤直方と出處を論じけるに、直方曰く、仕ふべければ則ち出で、不可あれば則ち處る。之れ古人の行爲にして、吾人の當に範とモベキことあらずや、然るに君未だ曾て出でしことあし、之れ實に、出處をき行爲といふべし。と綱齋曰く然らず、仕ふべくして仕ふと仕ふべからずして仕へぬと、孰れか出處あらざらむ、方今天下正當の仕途あることあし、さるを試に出て仕ふるが如きは、士たる者の志に非すと。また嘗て人にいへるやう、予が學云ふにも足らず、只闇齋の拾穂を拾ふに過ぎざるあり、されども出處の一ことに至りては、生涯毫末も愧づることありし。と之の言まことに、

彼が最も名譽とする處にして、自ら信する抱負の大なるを明にせる所以あり。當時の學者、苟も一藝一能ある者は、争うて阿附祿仕する習あるに、綱齋有爲の才を抱ひて、獨り之をふさぐりしは、いかに氣節の豪傑ありしかを、想見するに足らむ。

彼は其の業既に大成せしかども、豫て心に盟へるが如く、貧窶に安じて、聞達を求めず、曾て京都以外に出ることあかりき。さはれ自己の志を據ぶるには、育英の業に若く者あれば、渠は身を以て木鐸こし、多くの書生を率ゐて、天下を警醒自覺せしめんとしたりき。則ち帷を京都錦小路に下して教授しけるに、來りて教を請ふ者堂に満ちぬ。山崎闇齋が門生に對することの、極めて嚴ありしことは、既に云へるが如し、然るに綱齋の嚴峻ある事は、更に闇齋よりも越えたりき。されば門人の講筵に侍するさまは、恰も臣下の君前に在るが如く、席上講義を筆記する者は、筆硯楮墨皆豫め備へおきて、師の出づるを待つ、綱齋既に席に就けは、硯に水を入れ、墨磨ることを許さず。彼は体良極めて肥大あるが、悠然として講席に着き、暫にして低聲說き出づ、音調爽朗にして、標儀威重あり、一座肅然氣を屏けて拜聽し、敢へて嘆咳欠伸あごする者なし、而して語勢に段落あり、一章一節解し了る毎に、生徒を呼んで曰く、汝等皆此の如くに解し去れよど、庶生是に於て、一々叩頭禮拜す。

常に其の徒に誨へて曰く、志を立つるは正大あるを要し、力行は確實あるを要す、只眞に實踐の工夫を知りて後、始て與に聖門の學を語るべきのみ、若し然らざれば、書籍も灰にすべし、記誦も恃むに足らずと。その學極めて博く、その論談するや、義理周密を極め、首尾通徹せざる事なし。最も志の尙ぶべき所以を、諸生に、戒めるが嘗つて志の字を解して曰く「雁の北に志して飛ぶや、途にして死し、腐爛して蛆であるとも、其の蛆猶北に飛ぶ」と好箇の比喩、以て大丈夫の慨あるを見るべし。その門人加藤某の、郷に歸るを戒

めて曰く、

士之於道也、始<sub>レ</sub>于<sub>ニ</sub>立志、而成<sub>ニ</sub>于<sub>ニ</sub>守<sub>レ</sub>己夫、然後不<sub>レ</sub>負<sub>ニ</sub>丈夫之名<sub>ニ</sub>矣、丈夫之語、稱<sub>ニ</sub>于<sub>ニ</sub>聖經<sub>ニ</sub>者、始<sub>レ</sub>于<sub>ニ</sub>孟子、成<sub>ニ</sub>于<sub>ニ</sub>齊景公<sub>ニ</sub>曰、彼丈夫也、吾丈夫也、吾何畏<sub>レ</sub>彼哉、非<sub>レ</sub>謂<sub>ニ</sub>立志言<sub>ニ</sub>哉、孟子語<sub>ニ</sub>景春<sub>ニ</sub>曰、富貴不能<sub>レ</sub>淫、貧賤不能<sub>レ</sub>移、威武不能<sub>レ</sub>屈、此之謂<sub>ニ</sub>大丈夫、非<sub>レ</sub>謂<sub>ニ</sub>守<sub>レ</sub>己言<sub>ニ</sub>哉、加藤某爲<sub>レ</sub>歸<sub>レ</sub>郷、余欲<sub>ニ</sub>其成<sub>ニ</sub>終如<sub>ニ</sub>始、因醉興書予<sub>レ</sub>之、其思<sub>ニ</sub>諸、(綱齋先生文集)

又曰く、人間の氣節は家屋を支ふる大極柱あり、之れあくんば立つこと能はずと、その言に曰く、

世營<sub>ニ</sub>家屋<sub>ニ</sub>謂<sub>ニ</sub>梁棟間架湊會處、植<sub>ニ</sub>大木<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>支<sub>レ</sub>之者、名謂<sub>ニ</sub>大極柱<sub>ニ</sub>矣、無<sub>レ</sub>此則雖<sub>ニ</sub>大廈邃殿、無<sub>ニ</sub>因而立<sub>ニ</sub>矣、故家屋之制必倚<sub>ニ</sub>之爲<sub>ニ</sub>準者也、某因以爲殷伯夷叔齊者、其亦可<sub>レ</sub>謂<sub>ニ</sub>古今君臣之大極柱<sub>ニ</sub>矣、是以八百諸侯不<sub>レ</sub>能<sub>ニ</sub>搖<sub>レ</sub>之、正氣歌所謂天柱賴以立、地維賴以尊、正謂<sub>ニ</sub>此也、非<sub>ニ</sub>只八百諸侯不<sub>レ</sub>能<sub>ニ</sub>搖焉而已、雖<sub>ニ</sub>武王周公之聖、然亦無<sub>ニ</sub>如之何<sub>ニ</sub>矣、爾來忠臣義士說<sub>ニ</sub>君臣之義<sub>ニ</sub>者、未<sub>ニ</sub>嘗<sub>ニ</sub>以下伯夷叔齊<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>口實<sub>ニ</sub>焉、凜然不可犯、猶<sub>ニ</sub>雖<sub>ニ</sub>大風大雨瓢<sub>ニ</sub>揚手天地<sub>ニ</sub>而家屋終不<sub>レ</sub>破者<sub>ニ</sub>、大極柱之功也豈不<sub>レ</sub>信哉、(綱齋先生文集)

綱齋深く楠公の誠忠を慕ひ、居る處を名つけて、望楠樓と云ふ、乃ち歌うて曰く

維父維子 家風傳<sub>ニ</sub>芳 忠貫<sub>ニ</sub>日月 義烈<sub>ニ</sub>雪霜 菊水之旗 天誅惟揚 櫻井之書 世綱以光

又楠公對諸葛孔明の優劣を論じて、當時の鴻儒、室鳩巢の説を駁して曰く、

●季漢の諸葛亮、處士を以て仕を求めず、躬耕して里村に隠れしに。蜀の先主其の賢を聞いて、自らその家に至り、禮を尽して興復の事を委托せり。君臣の遭遇古今に比類少し。國に遠近の異あり、世に古今の不同あれども、後醍醐天皇笠置に幸して、楠正成を召し、東國征伐の事を勅任し給ひぬると、事相似

たり、故に共に希世の美談とす。近き頃、室直清、駿臺雜話を著し、正成を論じて、出處孔明と同じからず、功名に急にして威重を失する意を寓せり。此の論甚だ幼し。正成は世々河内の國に在りて、武臣あり。孔明は邊土の處士あり。而して蜀の先主は、もと席を織り、履を售りたる匹夫にして、未だ天位を踐まさる時あり。後醍醐天皇は祖宗の業を繼がせ給へる、當時の天子あり。事實懸隔、時宜各別の事といふべし。抑も我國の天子は、日種を嗣かせ給ひて、古今變革あれば、假令處士の身ありとも、日月を戴く人、孰か勅命を固辭すること能はんや。君は日輪、臣は星辰の理、上下四方に遍滿する故に。一國一郷の主といへども、其域中の民庶の所天あれば、出でゝ仕ふこ處りて仕へぬとは、惟々君の命のまゝにして、私に去就を決する議、我國の道にはあき事あり。直清才徳老成の人あれども、終身西土の道に從事して、我道を聞かず、國体の異、名分の辨に通曉せずして、猥りに獨見を以て、公武を評論し膠柱列舟の卑陋を免れず、惜いかる。

●或人問ふ、駿臺雜話に、楠正成湊川にて忠死せし時、弟正季と共に、七生まで生をかゆとも、必ず朝敵を亡さんと約せしことを、陋しき事と評せり、佛道に迷へるを非とする意あらむか、吾子が考いかんと、余答へて曰く、直清の説、輪廻因果の迷を辨破せるあるべし。慶長元和の後、太平日久しく、神道儒學、開明の今を以て、上世の人を論じ、備はらん事を求むるは、恐くは偏見の失たるを免れがたし。百年以前までは、書籍に通じ、文字を畫するは、浮屠者流の外には、稀にも聞けることあく、公武ともに釋門を師範として、學習を常とすれば、佛説に惑はざる人は、十に一二もあることあし。正成の死に臨みて此の言を發するや。義膽忠魂李唐の張巡が、癪鬼とあつて賊を殺さんの語と、同日の談と云ふへし。その精忠の實を見ずして、言語を辨ずるは、穩當あらざる評あり。忠臣孝子の實を得ば、學才あくとも何ぞ遺憾とせんや、吾子よく之を思へ。

當時の儒者多くは、唐土に心醉して、名分に暗く、その名の如きも荻生徂徠を物徂徠、安藤東野を藤東野と云ふが如く、自ら勉めて支那人めく名を用ゐる傾向ありしを、綱齋はいたく反対したりき。其の論に曰く名分之學不眞明、則事無體制、綱紀隨壞、凡所以理國正家制行修辭、皆苟焉而已矣、且若近世諸稱呼、訛謬尤多、我國都、自桓武天皇由南都遷千今山城愛宕郡、命號曰平安城、以後歷朝因之、未嘗有革、則是今日通行不易之定稱也、然世作詞章裁簡牘者、率稱曰洛陽、曰長安、……皆假託失實、殊非名分之正也、近來又有居鴨川之東西、稱爲河東河西及江東江西者、居堀川東西者亦然、大抵其鄉里宅舍邊、才有二水便要江河表之比擬異國地名、甚可鄙矣、尤可笑者、凡書諸國號、必以陽字帶之、如攝津爲攝陽、播磨爲播陽、筑紫爲筑陽、大坂爲坂陽、其餘皆然、其意以爲是則美稱也、……其他疎妄如以唐名稱官名、稱國守爲諸侯、以假名爲諱、以實名爲字呼、學者爲秀才之屬不可勝數、而至下於相稱爲君爲上公、則又可謂無忌憚矣、又有約省姓名、摸倣異國人、或直以伯某仲某、自命字者、與彼被深衣、蒙幅巾以奉祭祀之類、爲同一流、而其亂名實、異文軌、孰甚乎、是此皆始于陋儒俗學、無稽無識、衒奇駭俗之所爲、而卒教舉世之人、承詆踵誤不知自犯、名教之罪焉可悲也夫、

元祿三年、徳川將軍、孔子の廟を湯島に建て、盛に之を祭るこ聞き、綱齋慷慨一番して曰く、吾國中古以來、釋奠之禮行はれしことは、實に國典に係りて、官に其人あり、儀に其の制ありき、國令の許す所に非ずして祀るは非禮あり……吾國古より外國に對して、一使を遣はし、一簡を通するにも、一辞一字たりとも必ず嚴に、必ず辨じ、指揮を経るに非ざれば、敢て輕しく發せしことあし。されば貴賤士庶といへども、凡そ

吾國幅員の外は、敢て竊に交際往來せず、況や彼の祠を建て、彼の神を祭るは則ち國体を傷くるのみあらず僭犯の嫌ひ輕からず。……義に於ては非族、神に在りては非嚮、己に在りては非禮たると共に、淫祀私祭にして、一も可あるなし、所謂名正しからざれば、則ち言順あらざる者あり。云々之を論する事、姫々數百千言、蓋し幕府の尊大を惡みて、痛言せしのみ。故に彼が戰鬪の利器とするは、常に名分の二字に在り。後世平田篤胤の西籍概論に「山崎淺見あとのいひし説には、甚だ勇ましく、猛く、雄々しき皇國魂の言も多きあり。

純（太宰氏）が言は之れを表裏じや」云々の言あるも、右等の意氣に左袒せしものと思はるゝあり。遂に彼は一步を進め、激語を放ちて曰く、「我若し時機を得て、風雲に乗ることを得ば、兵を擧げて王に勤むべし、平生著書の志も畢竟之に在り」と。當時幕府の威名を憚りては、狂夫痴人といへども、敢へて此の話を出す者有し、况や、學問文章ある者をや。然るを綱齋、宏博敏達の識を擁して、しかもよく此の言をす、その苦忠想ふべし。彼が著書靖獻遺言は、實に彼が赤誠熱涙の迸りて卷をあしゝ者にて、之を草する事八年にして漸く稿を脱しぬ。之れ蓋し忠臣烈士の事跡を説きて、窃に行くゝ、天下の變に備へんとする苦衷より出でたる者にて、之を讀む時は恰も彼が眉目に接するが如く、人その跋文をよまば、よく彼が忠憤の微意を諒まるを得む。之の書、脱稿するや、喜び自ら禁ずる能はず、此日饌を設けて門人を饗せしこそ。之より先き、綱齋の父病んで逝きぬ、綱齋慟哭して曰く、「先君毎に吾が世に用ゐられざるを恨み給へり、然るに今や遺言の書成りて、將に海内に布かんこそす、若し先君の見給ふものあらば、その喜び淺からざるべし」と。乃ち自ら靖獻遺言を講じたりしが、その精神を敷衍して、我國の事跡に徴し、臣子の實踐すべき是非得失を議論したりき。その逆賊國を亂り、忠臣節に殉するが如き處に講じ到れば、眼張り眉昂りて、慷慨激越、自ら禁せざる者の如く、聽く者感動して、聳然として奮ふに至りき。

（上略）蓋し、空言を以て義理を説くは、實にその事歴を擧げて閱することの、尤親切にして感發興起餘りあるにしかず、その事を擧げて閱するは固より切あり。然るに其將絕自鳴といふ言に至りては、又忠臣義士平生の蘊所肺肝心腸より流出して聲氣に見はるゝものあれば、眞に風采心志實に見はれて、面のあたり接するが如くあるもの、是に於て得べき事あり。因て敬て其の遺言を表して、各篇の骨子とす……我國近世士たる者、率ね學を好まずして、偶學をする者は、記誦詞章の資とするに過ぎずして、英氣志義ある者は、視て以爲く、學問讀書事に益あしと、殊に知らず、學ばざれば大義を辨ふる事能はず、夫の英氣志義も用ゐる所を知らざるを、但是學を唱ふる者の誤りよりして、此の弊に至らしむるあり。故に此の編、特に士たる者をして、大義の端的を知つて切磨し、學にあらざれば、一步も其身を動すべからず、君に事へ、己を處する、皆幸にあらざれば安あることを識りて、疑あからしめんこそす。

#### （靖獻遺言講義の一節）

當時、綱齋の名大に顯はれ、諸國の大小名、争うて之を聘せんこすれども、綱齋は頑として應せざりき。そもそも彼は幾何の富を恃みてか時世に抗し、幾何の供給ありてか、生活の戦を顧みざりしぞ。否、時世の反目と生活の難易とは、凡て彼が意とする所にあらざりき。彼は論壇に立ちて、戰を挑むに勇猛絶倫ありしことに、貧苦に屈せずして操行の清廉ありしこも、亦海内無双ありき。要するに彼は一個の論客に非ずして、實踐躬行の教育家ありき。而して彼が教育は、蒙を啓き智を磨くことの主眼にはあらで、人臣の分を辨すべしといふにありき。人臣の分を辨する者は、此の如くあらざるべからずて、身を以て標識としたりき。さればその貧困の甚しきこども、吾人が想像の外にありき。故に一時は寒風枝を鳴らす嚴冬に一枚の綿入すらあかりければ、門人若林進七を見るに忍びず、いかにもせばやと思ふものから、おのれ亦赤貧にして、施す

術もあかりけるに、會まその母一衣を送り來りしかば、直ちに之を綱齋にまわらせしとぞ。窮迫實にかかる有様ありければ、牆も倒れ、家も破れねれど、繕ふに由あく、其の講堂の如きは、柱傾き席朽ちて、歩めば鳴り動き、雨ふれば漏らぬ隈もあかりしにより、綱齋或日進七共に屋に上りて、こゝかしこ繕はんとするに、綱齋もとより、大兵肥満の男子ありければ、年古りにたる屋根は、踏むごとに潰ぶれて、却りて多くの穴を生じ、更に修繕の甲斐もあかりきといふ、晩年に至り門人に富裕の者ありて、講堂を修理し家費を給せしかば、漸く生計に苦まざるを得たりしか、その以前は、衣食にさへ窮したりき、その一例を舉ぐれば、若林進七多年從學して、一も酬ゆる能はず、何をがあ、師に進めばやは思へども、素より貧しき身の、更に心にも任せざりしに、ある日師の許に至るごて、途にて大福餅五ツ六ツばかりを買ひもて行きて、綱齋に奉りぬ。綱齋甚だ健啖ある人あるが、之を見てよくこそとて、只一口に食ひ終りていふやう、汝あは餅を買ふべき餘裕ありや否やと、いひしこあむ。嗚呼、その貧窶寧ろ滑稽に似たるばかりあれど、絶世の學者が、平然として之れに甘じたりしを想へば、いかにその心事の確乎不拔あるかよ、試に今日の學生諸子に比べ見るべし、口にはあらゆる美言を並ぶれども、實行の点に至りては、毫も關係あきかの如くに、もてあす者の多きぞかし。庶幾は如上に於ける綱齋の行爲をもて、一場の美談として、止むあからんことを。

綱齋の弟に、吉兵衛と云ふ者ありけるが、家計不如意にて、大小をべて綱齋に依頼せり、且つ綱齋の繼母吉兵衛の許にありて、奉養足らざりければ、綱齋弟に云ふやう、細大に係はらず、皆吾に告げよ、吾優に汝に給せんと、門人常に歎じて曰く、先生の豪邁を以て、痴弟の家事に處すること、實に千金の珠を以て、鼠に投するが如しと、繼母元來多病ありしかば、綱齋常に往いて看護し、毎に晨に至りて還へり、それより直ちに門生に教授す。此時繼母は吉兵衛と共に、御幸町松原下ル町に在りき、盛夏祁寒の時といへども、一日も

往いて訪ふことを懈らざりしかば、道中市店の小僧に至るまで、皆綱齋の面を識り、その孝を稱せざるはあかりき』

若林進七は、強齋と號す、綱齋門下の高足にして、後年綱齋につきて、その主義を發揚せしめし人あり。此の人の性行や、實に今日の青年男子が、學ぶべき必要ありと思はるれば、宜しく意を留めて讀み見るべし。初め進七京都に住しつるが、家最も貧ありければ、多病ある老父に對する奉養の足らざるを憂ひ、近江の大津に移り、三井寺の支院微妙寺の境内に僑居したり。されば綱齋の居を隔つる事三里、綱齋の教授時間は、毎朝辰の刻にて、今の世の午前七時あるが、遲刻をせじと、進七は毎に星を戴いて出で、常に衣と袴とを脱ぎて、之を刀の柄に縛し、身には襦袢のみを着て、右の刀を肩に擔ひて、遙々大津より逢坂山を越えて、洛中の師に謁するに、未だ一日も缺くる事あかりき。綱齋未だ曾つて一言も門人に印可せしことあるかりしが、進七の艱苦勵志して數年懈らざるを見て、人に語つて曰く、進七の如きは眞の丈夫と云ふべしと、因つて進七の齋に名づけて、強といひき。

○強齋語錄に曰く、余定省の餘暇、努力して師に謁す、然るに師もご嚴厲、曾つて稱譽せしことあかりき、或は師の不在に會ひて空しく歸る事あれども、あほ少しも憐まず、余が居、師の許を距る事三里ありき、數年の間晴雨と寒暑とに係はらず、日毎に謁見し、小疾ありといへども必ず至りき。されども師一つもいたはることあく、行けば則ち、或は命を奉じて外に使し、或は帖を作らしめられあど、必しも書を講じ經義を授けず、從遊日久しきに及び、稍やその味あるを覺りぬ。又日頃研究探索の結果、頗る自得の義をもて、之を師に質せば、未だ嘗つてよしと云はず、適ま我あがら充分説き得たりと思へる事を質すに、師只曰く、頗る通す、此の如く説きても亦可あり、ごその人を許さぬこと、概ね此の類あり

き。

進七一時は、家計殆ど支ふべからざるにあひしかども、自ら奮ひて遂に挫折せず、因て詩を賦して曰く

寺在大津小關邊、

僧房五六半無主、

北窓坐見比良嶺、

東臯步望志賀浦、

樹稠落葉足炊食、

土濕蹲跔宜種園、

平生素欲啖菜根、

今日幸得嘗辛苦、

壯骨不憚負米勞、

啜菽飲水養老父、

進七性任達にして奇氣あり、更に毀譽を顧みざりき。嘗て外難に丁りければ、自ら喪服を制して之を着け、

時に或は京に往いて、綱齋に謁することもありけるが、路傍の人怪まざるはあく、佇立して之を視る者多か

りけれど、進七毫も意とせず、却て自得の色ありき。晩年に至り出で行く時は、鬢髮を著け圓笠を頂き、一

長刀を腰にして、意氣常に慷慨たりしと云ふ。之れ頗る奇を好むに似たれども、當時人心日に驕奢に趨きて

士民の浮華輕薄あるに、激する所ありて、身を以て刺戟の衝に中りし一事に過ぎざるのみ。

進七の門人に、松岡多介と云ふ者ありき。或日彦根よりかへり来て、進七の許に詣りて曰く、多介今日二客と辨難せり、その一人は曰く、湯武の如き聖賢と、桀紂の如き暴惡と、若し此の世にありとせば、亦應に放伐して可ありと。又一人は堅く保建大記（栗山偕鋒著）を尊信する者ありき。彼の放伐論の如きは、少子備さに辨しぬ。また彼の大記の如き、實に是れ祖先の非を舉ぐる者あれば、少子痛く之を排斥したりき。師以て如何に思ひ給ふぞと、進七曰く、多介誤てり、大記は之れ親王のために、祖先の廢亡を述べて、以て子孫の鑑戒とあしたるものあれば、何の不可があらむ。只我國にありて、放伐すべしといふものあらば、汝何ぞ其の兇漢を斬らずして、還へりしそ。とて多介を叱責せりと云ふ。綱齋の門下として、その面目の躍如たるを見るに足らむ。

抑も平地に波を起すといふ語は、多き場合に於て、餘り好ましき語にあらざれども、國民の精神癪病して、萎靡昏睡せる時は、勢激剤を投して、覺醒せしめざる可らず、淺見一派の學者は、恰も此の社會に處する劇薬ありき、濁流天下に氾濫して南風競はず、時世の日に非あるを見て、京師の一隅に咆哮し、一身の榮枯をかへりみるに遑あらず、何ぞその志の壯烈あるや。既に徒手、四海の思想界を敵として、苦戦倒に立つが如き觀ある者の、豈に喃々の語、いかでかよく狂瀾を既倒に回すことを得んや、彼が意氣軒昂にして、矯激の語多きは、畢竟彼が希望と行爲とに伴へる要具たるのみ、若し之を咎むるに於ては、綱齋の學多く世に裨益あらむや。余は次號に於て、更にその操行の美を叙述して、聊か諸子に紹介せんとま。（以下次號）

## 實業論

第五年級 三木曾次郎

夫れ弱肉強食優勝劣敗の競爭場裡に立ち、超然として他國の吞噬を免れ、宇内に雄視せんと欲せは、舉國一致して以て國家の富強隆盛を圖らざるべからず、蓋し國家の富強は實業の振興にあり、實業隆盛にして始めて國富の増進充實を期すべきあり、されば實業の振不振は國家の安危存亡に關す、故に實業の振興こそ國家須要の事業といふべけれ、國富既に充實せば何ぞ兵力の強からざるを患へんや、此に於てか宇内に横行潤歩するも亦易々たらんのみ、而して國家は個人の集合体あれば、個人の富強は延ひて國家の富強とあるか故に個人富且つ強にして國家の貧弱あるもの、未だ嘗て之れあらざるあり。

抑も實業とは何ぞ、農工商の謂にして、これ吾人が此社會の巍峨たるを越え峻峻あるを攀ぢ、風潮を凌ぎ狂

瀾を渡り、百難を排して以て其發達を計らんと欲する所のものあり、然れども人の此世に生を享くるや、必ず職とする所あかるべからず、或は農或は商其他百工技藝の徒より、有司學者の輩に至るまで、皆其職を有せざるはあし、而して國家の治亂盛衰は、決して一部人士の能く左右する所にあらざるあり、今夫れ國民皆農商を業とせんか、則ち工藝振はず學術進まず、國之を議するものあきに臻るべきあり、國民皆工とあり有司とあり學者とあらんか、則ち衣食の資誰れか之を給する、貿易の道誰れか之を進むる、故に實業の相併行するにあらずんば、焉んぞ國家の富強隆盛を期するを得んや、彼の歐米諸國の富強以て宇内に雄飛する所以のものは、主として實業の隆盛あるに因れり、山間に籠居して國勢の如何を知らず學術の進否を顧みず、徒らに五穀の豐らず土產の多からざるを以て憂ごあし、蠢然として一生を送るもの之れを農といふ、農の職とする所は人の衣食を供給するにあり、故に之れを給して其缺乏を充たすを得ば、即ち其業を勉め其職を盡すものあり、家屋を造り器具を製し、日夜其技術の上達せんことをのみ勤むるもの之れを工といふ、工の職とする所は風雨を凌ぎ勞力の不便を免がるゝにあり、各人皆其家屋に住し其器具を用ふることを得ば、即ち工たるもの其職を失はざるあり、貨物を貿易し彼に買ひ此に賣り、日々汲々として唯利を之れ謀り、目に他物を見ず耳に外事を聞かざるもの之れを商といふ、商の職とする所は有無を通じ彼我相益するにあり、故に人に依りて以て其惠を得ることあらんには、即ち商の職全きあり、陶朱猗頓の富と雖も、蓋し此三者に基せずんばあるべからざるあり、然り而して富力は國勢の消長に幾何の關聯がある。

看よ、彼の彈丸黒子の一小國より起り、獨逸聯邦を統一し塊國を討ち露佛と戰ひ、泰然として列強の間に介し以て國威を發揚せし、希代の英傑フレデリック大王の蓋世の偉業を、彼れ如何に英邁の資ありと雖も、強兵のみにして何ぞ能く如斯あるを得んや、必ずや父王蓄積の貨財其後援をあせしによらずんばあらず、又彼振興せんば、何ぞ國威の振張を望むを得んや。

顧ふに、我國の實業は中世以降政權全く武門に歸してより、一般實業の思想は腦底に存せしこそあく、實業は是れ一賤業あり、之を行ふものは糞溺と交らざるべからず、之を執るものは無益に其身を勞するものあり之を成すものは利を貪らざるべからず、堂々たる武家の爲すべき業にあらずと、總て之を下等社會の仕事とまで度外視して卑めり、然れども奮然事を成さんと欲するものは、往々幕府の目を偷みて遠洋に航し商業を營みしもの少しごせず其餘は皆邊海の渡航を以て遠洋航海と自信し、國內を以て最大顧客とあせるに過ぎず、工業の如きも國內に於て、或る一地方の需用を以て自ら満足せるを以て、唯糊口の助けとあしたるのみ農業に於ても、其職卑して且つ易きを以て、之を業とするものは概ね凡庸のみあり、從ひて其職を怠らんには、竟に其生を支ふべからざるあり、是れを以て概ね皆孜々汲々として其業を勉め其職を盡しが、年移り星變り、時運の趨勢は驚くべき現象を呈せり、久しく風波靜かある東海に錨を投じ、社會の風潮以外に超然として鎖國主義を維持したる我國民は、轟然たる浦賀の砲聲に長夜の夢を破られ、從來の一大天地は、今や世界の一局部ある豆大の島國に過ぎざるを自覺し、倉皇として繩を解き世界の潮流に向て航行を初めたり、是に於てか爾來下等社會の仕事として賤まれたる實業は、稍厚き待遇を受くるに至れり、是れ日本の世界に

出づ可き秋にして、實業の振興すべき時機あらずや。

嗚呼、明治三十五年の日本は、昔日の如き眇然たる日本にあらずして、萬里の疆土を開拓し世界の通衢に立ち列國と衡を争ふの日本となりぬ、三千年來鬱積充實せる神州の氣象を、宇内に發揚すべき機會となりぬ、况んや東洋に於ける我國の地位は、前途益々有望にして、朝鮮と云はず支那と云はず、北は西比利亞の曠野に接し、南は比律賓群島並に南洋諸島を控へ、商業を擴張し利益を増進するの區域は甚だ廣大あり、此良地位を有する我國民にして、苟も實業思想を以て之に伴はゞ、彼の歐米列國をして背後に瞠若たらしむること容易あらんのみ、斯の如き多望ある地位に居りあがら、我國をして世界の最も名譽ある最も權力ある地位に達せしむること能はざるは吾人維新第二の繼續者たるものゝ罪にあらずや、今後益々實業の發達を勵み以て國家の富強隆盛を圖り、國富を増進し海陸の防禦を整へ、國權を伸張し國威を輝かし、純然たる日本帝國をして太平洋上泰山の安きに置くは、是實に方今の大急務にして吾人の一大責任たり、奮起せよ、蹶起せよ、誰か實業の發達振興を以て我國第二の問題とすものぞ。

## 近江商人

第五年級

敷田勘兵衛

弱肉強食の野蠻時代は既に去りて、今や富勝貧敗の競爭時代とはありぬ、斯くの如き時勢に立ち、苟も一國の富強を致し、能く其地位を保ち、其面目を持せんとせば、必ず先づ國家の實力に依らざる可からず、實力とは何ぞ、曰く兵力財力の二者是あり、苟も此の二者にして備はらんか、乃ち富強たるを得て、貧弱たるを免れむ、然れども兵力は財力を待ちて整備する者あり、

故に財力を先にして、兵力を後にするは當然の理あり、若し兵力を先にして財力を後にせんか、恰も泥中に家を建つるが如く、到底轉覆の憂を免れず、然らば財富如何にして得べきか、曰く他あし、商業の振興是れあり、茲に於てか、國威を輝し萬國を睥睨し得るは、實に商業の盛衰に基因し、商業の國家の消長に關する重且つ大あるを知る可し、

想起すれば、人文未だ開けず、交通尚便あらざりし時代、而も群雄割據の當時、蔑視せられし此の商業に從事し、五尺の天秤棒を肩に擔び、七寸の草鞋を足に穿ち、日夜孜々汲々として、唯勤と儉とを之れ資力とあし、空拳徒手の身を以て、能く巨萬の富を致し、或は北海に、或は九洲に、嶮山大河を跋渉し、苟も遺利遺業の存する所は到らざる處あく、所謂虎穴に入りて虎兒を得し者は、實に吾人の祖先ありとす、是に於て、近江商人の名聲國內に轟き近江商人といふ語の今尚世に稱揚せらるゝを見る、然れども當時は未だ商業上學術の必要少く、平易簡単ある取引を之れ要としき、然れども、かゝる未開の時代に於て、能く日本の商權を握り、交通不便の世にありて、猶近江商人あることを世人に知らしめ、能く巨萬の財寶を積みたる幾多の辛苦艱難は、決して今世の商人の想像し能はざるや、明あり、

吾人の祖先が、斯る商權を擔ひし時代は、江戸に達するに多數の時日を費しき、况んや北海九洲に於てをや祖先が斯る富を得し時代は實に、未開にして完全ある法律あく、社會の秩序亦亂雜ありしより、然るに外交一たび開けしより以來、邦人の迷夢は覺醒せられ、封建制度は變じて維新的昭代となり、文明は長足の進歩をあし、彼我の交際は日に益々親厚となり、其便益や、運搬に漁車漁船あり、通信に郵便電信ありて面目一新復昔日の比に非らざるあり、而して祖先の得たる内地の販路は依然として存するあり、祖先の遺産を受け

し資力は充分あり、此の文明の恩恵と此の資力を利用して、何ぞ外商と戦はざる、現世は内地の狭小ある商業區域を守るのみを以て足るのに非ず、吾人の祖先が江戸に歩行せし日數を以てせば、今は米國に航するを得べきあり、北海九洲に至りし時日を以てせば、能く歐州に旅するを得べきあり、而して今日世界交通機關の發達は年々に世界を縮少せしむるの觀あり、纏を横濱に解いて東走半月を経れば、北米大陸に至るべく西航一月を経れば、既に歐洲文明國の中心に達すべし、其安全容易ある、吾人の祖先が九洲江戸に至りしよりも、尙安全にして又容易あり、此時に方りて、何ぞ一躍して外國に航行し、我近江商人をして、世界商戰場裡の霸王たらしめざるや、若し吾人の祖先をして、此昭代にあらしめむか、必ずや世界至る所に、「アウミマーチャント」を喝采せしめたるは推知すべきあり、よしや外國にあらざるも我開港市場に於て、盛に外商と交易せむ事必せり、

然るに今日の近江商人は、如何、海外に支舗を有し、外商と戰ひつゝある者幾人かある、徒に内地の商業に齷齪として、常に他國人に先せらるゝ傾あるは、吾人の了解に苦しむ處あり、蓋し今日の商界に出づるに當てや、唯利に走り、嘗て義の何たるを知らず、自ら其進路を妨げ、爲に一敗地に塗れて復た立つこと能はざるに至るあり、且つ目前の浮利に迷ひ、永遠の策をあすあきを以て、巨利は皆外人の囊中に集り、彼等は其糟粕を嘗むるを甘す、嗚呼商業思想の幼稚ある、實に慨歎の至りあらずや、斯の如くにして販賣する、多くは國內を主とし、其輸出するに當りても只僅に世界の一小部に止り、日々の薄利に汲々たり、此れ其販路區域の狹小に基する者ありと雖、又彼等の志氣銳敏に非らざるに因るものあり、即ち彼等は舊弊商人の主義を脱する能はずして殊に進取の氣象に乏しきが爲あり、故に吾人の要務は販路擴張と商業思想とを増進せしむるにあり、豈に努めざる可けんや、

翻て我邦現時の形勢を觀察するに、維新以來文明の潮流は滔々として侵入し、僅に三十餘年の短日月を以て已に歐米の列強國と對峙する地位に上れり、然れども此れ皆皮想的にして、其内情を洞察せば未だ悚然たらざらんと欲して得べからざる者あり、何ぞや、即ち海外貿易の不振甚しく年々多額の輸入超過を見るこあり、若し此状態に於て前進せんか、我帝國の財政や、實に寒心すべきあり、曩に日清の戰役は日本をして東洋の強國とあらしめたり、一昨年北清事件は日本をして世界の強國とあらしめたり、而して東洋の強國としての日本は、現に北清事件に於て、西洋諸國と追逐して幸に能く其地位を辱しめざるを得たり、世界の強國としての日本は、今後更に世界の列強國と馳驅して益々其面目を發揮し、以て我皇威を揚げ國利を進むること共に、亦世界の文明平和の爲に大に盡す所あかるべからず、此に於てか先づ心を海外に注ぎ、盛に業を海外に營むの要あり、

抑も國家が戦後經營すべき事業多しこ云へども、要是富國強兵に外あらず、富國強兵の策は、先づ商業の振起隆盛を圖るに在り、若し商業の衰頽を致して猶富強あらんことを願ふは、恰も足あくして行かんことを望むが如く、到底希望すべからざるは明々燎々火を見るが如し、故に我國現今の最も急務とする所の者は、即ち貿易商業の振興を圖るに在り、

夫れ貿易は、彼の産する所を取りて我の産する所を出す、此に於てか商業は愈々繁盛に向ふべく、製造工業は其產品の販路大に擴張せられ、亦愈々興起するに至るべし、今若し海外に渡り、其土に留りて業に從はんとするか、朝鮮八道支那四百餘洲天の賜へる富源にして、農に工に將た商業に、遺利累々として東洋先進國民の手を待つもの甚だ多し、即ち我邦民の盛に此地に入り、其政治を改良し、其人心を啓發し、其利源を開發する、是豈寧ろ同じく東洋に國する先進國民の天職に非すや、而して又之に依て我國富を増進する固より

言を俟たず、一國の實力を充さんとする、豈に業を海外に營むを以て其第一と爲すべきに非すや、見よ、北米合衆國今日の状勢を、獨立以來日尙淺じ雖、今日の如く富強にして宇内に雄視する所以は、蓋し貿易商業を振興したるに原因するあり、又近來獨逸商業の發達が其原因する處は何れにあるか、英國商業が獨國の爲め如何ある影響を受けつゝあるかを講究せば、我國商人が探る處の方針も亦一變せざる可からざるものあるや明あり、加ふるに英は海上の霸權を握り、露は進畧を謀り、獨は本據を東西大陸に据ゑ、世界の聯邦旗幟を翻して我商戰場裡に突進追逼し、各其猛威を逞うせんとするにあらざるはあし、我國商人何ぞ袖手傍観して可あらんや、

されば今後の商人は必ず學識才智を要し、從來の如く國內の小天地に跼蹐して、眼前の小利に汲々たる舊習を以て満足すべきにあらず、須く殖產興業の道を講じて富源を開發し、產物を増殖し、盛に諸外國と通商貿易して以て利を収め力を養はざるべからず、

吾人は實に他日邦國を雙肩にし以て世界の富強國に對し、此基礎を堅守するの責任ある、吾人は果して此の重大かる責務を負ふの勇あるや否や、若し吾人にして此決心あかんか、我國の前途實に憂ふべし、然らば吾人は常に國家觀念を持し、徒に死するは男子の最も愧づべきものたるを銘じ、雌雄を世界競爭場裡に決するの志を以て、上は邦家の爲め商業思想を養ひ販路擴張を圖り、以て國家の威名を發揚し、下は父祖の遺業を繼ぎ、近江商人たるの名聲を天下に噴々たらしめんが爲め、祖先の堅忍不拔百挫不撓の精神を以て、孜々其業を勵み、非常ある刻苦經營以て其目的を達せざるべからず、宜しく祖先が數百里的山河湖海を行商せし眞の勇氣を以て、此健全ある雙脚を伸ばし、万邦の山河を踏破し、重且つ大ある責任を完くし、祖先が聲譽をして長く宇内に傳へしむべきあり、

古人云へり、山水秀麗の境能く偉人傑士を生すと、焉ぞ知らん、他日夫の商戰場裡に立ちて、作戦能く其法に適ひ、操縱能く其度を得る事、猶征清の役に於ける我軍の如く、世界を壓せん計りの優勢を以て、富國の基礎を鞏固あらしむる勇將猛卒は、近江富士の下、琵琶湖畔に棲息する江洲人士に非らざるふきを。果して然らば吾人の責任は一層重大にして、而も事業の宏大あるを如何せん、豈に其れ昂めざる可けんや、聊か以て近江人士の猛奮を促す、

## 尙武論

第三年級 西村正一

我國外交の史を案するに、神功皇后三韓を征し、武威を海外に揚げ、唐山天竺をして皆我國の侮るべからざるを知らしめ給へり、後世好を修むる使者、唐山を相來往せしかゞ、彼我の間、嘗て兵馬を動しき事あし、源賴朝頃府を創めしより、兵民の二に分れしと雖も、我武依然として衰へざりき、而るに元主北狄より起り俄に大國を領し貪欲猶厭かず、遂に我邊海に寇せり、北條時宗陪臣たりと雖も、智勇絶倫の良將ありければ一戦して之を塵にせり、戰國の世、英雄豪傑輩出し、天下を一たび定て、豊公朝鮮を伐ち明兵を敗り、其威四百餘州を震動せしめたり、徳川氏政權を取りしより、昌平二百餘年、武稍衰ふと雖も、然れども士風の烈ある舊日の態を改めず、繼いて討幕の役より王政に復す、維新後臺灣征討の舉に於ては清國を驚かし、征清役にありては歐洲各國を愕かし、北清事件にては世界列強國をして怖れしめたり、此の如く、我國は古來外侮を受けし事あく、威を東海に振ひ、名を世界に輝かしとは、皆武の力によりしもあり。